

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第5条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、別紙「R 8 都市 鳴門総合運動公園他 鳴・撫養立岩他 駐車場システム導入計画業務 業務仕様書」に記載のとおりとする。

R 8 都市 鳴門総合運動公園他 鳴・撫養立岩他 駐車場システム導入計画業務 業務仕様書

1. 業務概要

本業務は、スポーツイベントやマルシェ等の大規模イベント開催時において、駐車場の混雑や周辺道路の渋滞が発生している都市公園において、利用者が駐車場の混雑状況を事前に把握するため、AIによる画像解析技術を活用した駐車場満空システムの導入を計画するものである。

また、都市公園の施設管理者は、同システムを活用して駐車場の利用状況を管理分析し、都市公園の利活用の促進に活かすとともに、津波・高潮等の災害が発生した際には、遠隔で避難状況の確認を行うなど、危機管理・防災の面からの利用も念頭に置いている。

①対象公園

鳴門総合運動公園、鳴門ウチノ海総合公園、月見ヶ丘海浜公園、
文化の森総合公園、南部健康運動公園

②導入システム

鳴門総合運動公園で導入されている路面埋設型センサーシステムに代わり、IPカメラ等を設置して、そこから得られる映像をAI解析することで、駐車場の満空判定を行うとともに、遠隔で駐車場の利用状況を監視・管理できるシステムを計画する。

③工事発注資料作成

上記システムの工事発注に必要な設計図面作成や概算工事費の算出を行う。

2. 業務項目

名称	単位	数量	備考
打合せ等	式	1	
関連計画資料・データ収集整理	式	1	
駐車場満空システム導入計画	式	1	
調査計画	式	1	カメラ設置箇所検討・AI解析ソリューションの比較検討
試行調査実施	式	1	人手観測との精度検証
結果とりまとめ	式	1	
設計図面作成	式	1	
概算工事費・維持保守費算定	式	1	
駐車場利用台数観測	式	1	
作業計画	式	1	
駐車場台数観測	式	1	
データ収集整理	式	1	
報告書作成	式	1	

3. 業務内容

(1) 打合せ等

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果物納入時の計4回行う。

(2) 関連計画資料・データ収集整理

業務の遂行に必要な関連計画の資料やデータを収集整理する。

(3) 駐車場満空システム導入計画

各公園に導入するシステムやカメラ設備の検討を行う。

① 調査計画

各公園の資料収集および現地踏査を実施し、最適なカメラ設置箇所・解析範囲の検討を行うとともに、AI解析ソリューションの比較検討を実施する。

② 試行調査実施

AI解析と人手観測による計測結果を比較することにより、AI解析の精度検証を行う。

③ 結果とりまとめ

試行調査の精度検証結果に基づき、最適な導入システムの提案を行う。

④ 設計図面作成

本システムの導入工事（電気・通信・設備）に必要な設計図面を各公園分について作成する。

(i) 位置図・全体平面図

公園全体におけるシステム導入範囲、カメラ・機器ボックスの配置場所を示す図面

(ii) カメラ設置位置詳細図

各駐車場のカメラ設置箇所、画角、解析対象エリア（駐車枠）を明示した図面

(iii) システム構成図（系統図）

カメラ、ネットワーク機器（ルーター、HUB）、AI解析ユニット、クラウド/サーバーへの接続経路を示す論理構成図

(iv) ネットワーク構成・IP割当表

各カメラ・機器のIPアドレス設定、VLAN構成、通信セグメント等を整理した図面/表

(v) 電源系統図（単線結線図）

既設分電盤からの電源取出し箇所、ブレーカー容量、盤内レイアウト等を示す図面

(vi) 配線・配管計画図

電源供給ルートおよび通信線（LAN/光ケーブル等）の配線経路図

※架空配線か地中埋設（配管）かを区別して記載すること

(vii) 機器取付詳細図（カメラ・ボックス等）

既設ポール、照明灯、または新設ポール等へのカメラの取付方法、取付高さ、固定金具の仕様等を示す図面

(viii) 標準図・詳細図

接地（アース）詳細、ハンドホール詳細、架台詳細など、施工に必要な共通詳細図

※ポール及び基礎の標準的な構造計算書（強度計算等）を添付すること

⑤ 概算工事費・維持保守費算定

システム導入に必要な初期費用（イニシャルコスト）および、運用後の維持保守費（ランニングコスト）を算定する。

(4) 駐車場利用台数観測

画像AI解析の精度検証を行うため、人手観測を行う。

① 作業計画

各公園における観測実施計画を策定する。

② 駐車場台数観測

各公園の駐車場にて、日中・夕方・夜間等の時間帯別にカメラでの撮影を行う。

なお、カメラ等の機材の手配は受注者にて行う。

③ データ収集整理

撮影した映像を用いて、AI解析及び人手観測により駐車場利用状況の計測と比較検証を行う。

(5) 報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。